

産業廃棄物処理施設設置許可証

令和元年 8 月 7 日

住所 大分県中津市三光下秣字大源寺平 310 番地の 1
氏名 平山産業株式会社
代表取締役 崔 起成

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 1 項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

大分県知事 広瀬 勝貞



許可の年月日	平成 17 年 6 月 2 日	許可番号	廃対第 10-1 号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	施設の種類： 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条 第 8 号の 2 木くずの破砕施設(固定式) 富士鋼業株式会社 SP200C 型 水平投入シュレッダ 処理する産業廃棄物の種類： 木くず 以上 1 種類		
設置場所	大分県中津市三光下秣字大源寺平 308 番 3、310 番 1		
処理能力	80 t / 日 (8 時間)		
許可の条件	施設設置にあたり、騒音及び粉じん対策等の生活環境の保全に努めること。 防災対策に万全を期すとともに、景観の保全に配慮すること。		
規則第 11 条第 8 項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ (無)		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

産業廃棄物処理施設設置許可証

令和元年 8 月 7 日

住所 大分県中津市三光下秣字大源寺平 310 番地の 1
氏名 平山産業株式会社
代表取締役 崔 起成

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 1 項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

大分県知事 広瀬 勝貞



許可の年月日	平成 17 年 7 月 20 日	許可番号	廃対第 10-4 号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	施設の種類： 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条 第 7 号 廃プラスチック類の破碎施設(固定式) 株式会社テヅカ 200 型プレシュレッダー 処理する産業廃棄物の種類： 廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、金属くず、 ガラスくず等 以上 5 種類		
設置場所	大分県中津市三光森山字下唐桶 26 番 1、28 番 1		
処理能力	240 t / 日 (8 時間)		
許可の条件	なし		
規則第 11 条第 8 項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ (無)		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

産業廃棄物処理施設設置許可証

令和元年 8 月 7 日

住所 大分県中津市三光下秣字大源寺平 310 番地の 1
氏名 平山産業株式会社
代表取締役 崔 起成

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 1 項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

大分県知事 広瀬 勝貞



許可の年月日	平成 15 年 3 月 5 日	許可番号	廃対第 16-7 号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	施設の種類： 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条 第 7 号 廃プラスチック類の破碎施設(固定式) 第 8 号の 2 木くずの破碎施設(固定式) 株式会社テヅカ TH-300 型シュレツダプラント 処理する産業廃棄物の種類： 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、 金属くず、ガラスくず等 以上 6 種類		
設置場所	大分県中津市三光森山字下唐桶 26 番 1、27 番 1、28 番 1		
処理能力	40 t / 日 (8 時間)		
許可の条件	なし		
規則第 11 条第 8 項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ (無)		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

産業廃棄物処理施設設置許可証

令和元年 12 月 6 日

住所 大分県中津市三光下秣字大源寺平 310 番地の 1
氏名 平山産業株式会社
代表取締役 崔 起成

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 1 項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

大分県知事 広瀬 勝貞



許可の年月日	令和元年 12 月 6 日	許可番号	指令循推第 1 号の 3
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	施設の種類： 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条 第 7 号 廃プラスチック類の破碎施設(固定式) クボタ環境サービス株式会社 KR-200 処理する産業廃棄物の種類： 廃プラスチック類、紙くず、繊維くず 以上 3 種類		
設置場所	大分県中津市三光下秣字大源寺平 308 番 3、310 番 1		
処理能力	廃プラスチック類について 21t/日(8 時間) 紙くずについて 32t/日(8 時間) 繊維くずについて 14t/日(8 時間)		
許可の条件	なし		
規則第 11 条第 8 項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		